

景観形成基準

里のゾーン（真幸地区、加藤久盆地中心部、飯野地区）

項目		景観形成基準
建築物・工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。 周辺の建築物や山なみとの連続性に配慮した配置・規模とする。 太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないように配置等を工夫する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。 周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や集落景観と調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとす。 【色彩基準】 外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> ■彩度：R・YR・Y系は4以下、それ以外の色相は2以下 ■明度：8以下（ただし無彩色はこの限りではない） アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/10を超えないものとする。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然や背景となる山地景観と調和する外観となるよう、緑化に努める。 既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 集落景観を特徴づける石垣や生垣、樹木等はできる限り保全する。
開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。 樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。 造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。 	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないように配置とするよう努める。 堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。 	
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。 	